

KYOTO UNIVERSITY TOPICS

情報公開開示請求の件数



労働安全衛生管理体制の整備

全学委員会として環境・安全・衛生委員会を設置(平成16年4月)し、「京都大学安全衛生管理規程」を制定(同年6月)しました。同規程により、各事業場(7カ所)に「事業場衛生委員会」を設置するなど、労働安全衛生管理体制を整備しました。

私の担当している法務と安全管理は、教育研究という大学の本来的活動の円滑な推進を支援するインフラ整備に関わる業務であり、構造的には、コンプライアンス(法令遵守)ということを最低基準として、紛争・事件・事故等を防止し、万一これらが発生したときに適切に対応することを主たる内容としています。全般的に、法人化に伴って、人事制度や労働関係の適用法令が変更され、かつ、大学独自の責任で自主的に対応すべき事項が増えたことから、次々と生じる個別事例に対応しながら、社会的責任に応える実効的な自律的体制整備に追われた1年でした。

法務関係について

法人化前から続いている訴訟その他の法的紛争が何件かあった上に、弁護士が当初から介在した紛争が増加傾向にあり、また、従来とは違って訴訟にも大学独自に対応せざるを得なくなったため、新たに法律事務所と顧問契約を結び、総務課法規企画掛を窓口として、法律相談体制を強化することにしました。教育研究の現場である部局で生じる問題が多く、部局の自主性を尊重しつつ、リスク・マネジメントの観点から助言・支援を行っていますが、

部局によって対応の姿勢と能力にずれがあることが目立ちます。

制度規則関係についても、法人化移行時に、公務員関係から 労働契約関係への転換をふまえ、就業規則や兼業ガイドラインな どが策定されましたが、個別的な懲戒処分や産学連携・社会貢 献への要請の実態を見きわめながら、適宜必要な改訂・見直しを 行ってきています。

平成17年4月から施行された「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」への対応として、京都大学における個人情報の保護に関する規程を制定し、保有個人情報の管理体制を整備するとともに、情報公開・個人情報保護委員会のもとに個人情報保護専門委員会を設置して、個人情報の開示等の請求に対応することにしました。

安全管理について

民間企業と同様に、労働安全衛生法などの関連法規の適用を受けることになり、それに対応する労働安全衛生管理体制の整備に追われました。伝統的に部局中心の管理運営体制が行われてきていることとの調整、労安法規が多数の学生が存在する事業場を想定したものでないことなどを考慮しながら、大学にふさわしい実効的な体制を構築するためには、課題が山積しているのが実情です。具体的な業務の実施については、環境・安全・衛生委員会副委員長大嶌幸一郎教授のもとに小委員会を設け、基本的な方針・実施計画などを策定し、作業環境測定をはじめ、環境安全衛生管理システムの導入、薬品管理システムの導入、薬品管理システムの導入、薬品管理システムの導入、薬品管理システムの導入、薬品管理システムの導入、薬品管理システムの導入、

不要薬品廃棄、高圧ガスボンベ対策 などを重点的に行いました。

法人化前から懸案事項となってい た全学支援機構構想の一環として、



作業環境測定を実施

施設・環境部企画課に環境計画掛、同機械設備課に環境企画掛および環境安全技術掛などを設置し(平成16年4月)、同時に環境・安全・衛生委員会を設置するなど、定期検査の実施体制の一部を整備しました。

上記委員会の下、有機溶剤、特定化学物質、 粉じん、電離放射線、事務所衛生について、規 則に定められた作業環境測定を実施したほか、 測定の一部を学内で実施できるよう作業環 境測定士の養成を図りました(延べ6名)。





実験廃棄物の管理体制の充実

環境・安全・衛生委員会の設置により、実験 廃棄物の保管と処理および実験系排水に関 して一括管理する全学体制を整備しました。 また、実験廃棄物および実験系排水は、環境

> 保全センターが管理し、同委員 会に報告しています。

さらに、「京都大学薬品管理システム」を順次導入(平成16年12月より)するとともに、入力装置を設置し(449カ所)、薬品管理状況を把握する全学体制の充実を図っています。

環境安全保健機構が行う業務

- 1.教育訓練、講習会、公開講演会の実施その他啓発活動に関すること。
- 2.学内および監督官庁その他学外関係機関等との連絡調整に関すること。
- 3.資格試験、セミナー受講等の指導・助言に 関すること。
- 4.放射性同位元素等管理委員会および組換 えDNA実験安全委員会に関すること。
- 5.その他機構長が必要と認めること。

放射性同位元素等の管理体制を整備

放射性同位元素等管理委員会、放射線障 害予防小委員会、放射線障害防止のための 部局委員会等による放射性同位元素等の管 理体制を整備しており、同小委員会により、全 学のRI施設の調査・点検を毎年1回実施し、 安全管理の徹底に努めています。

また、同小委員会および放射性同位元素 総合センターの協力により、新規教育訓練(計 1,123名受講)ならびに各部局による再教 育訓練(計3,459名受講)を実施し、法令遵守・ 安全取扱いの周知徹底と安全確保を図りま した。



衛生管理者の養成

衛生管理者試験の受験を奨励し、平成16年度中に135名の合格者を確保しました。また、各事業場に計89名の衛生管理者を配置するとともに、産業医、作業主任者などについても適切に配置しました。さらに、有資格者の拡大を図るため、衛生管理者養成講習会を開催するとともに(平成16年9月~10月)、受験・登録のための経費を支援しました。

京都大学の環境安全保健関連業務を総合的かつ効果的に推進するための環境安全保健機構の設置準備を、環境保全センター、放射性同位元素総合センター、低温物質科学研究センター、保健管理センター、カウンセリングセンターおよび医学研究科附属ゲノム医学センターの関係者等と意見調整をしながら進め、他の機構と同様、平成17年4月に発足しました。

人権問題について・・・・・・

特命事項である人権問題については、同和・人権問題委員会と人権問題対策委員会合同ワーキンググループの報告をふまえ、新たに人権委員会を全学委員会として設置し、同委員会のもとに同和・人権啓発専門委員会とハラスメント専門委員会を置くという、委員会の再編成を行いました。ハラスメント対応体制を整備することが、この再編成の重要な課題でしたが、各部局相談窓口とともに、全学相談窓口をカウンセリングセンター内におき、カウンセリングセンターの教員を拡充することとし、個別のハラスメント事案については、ハラスメント専門委員会のもとに具体的事案ごとに調査・調停委員会を設置して対応することにしました。

教員制度改革について・・・・・・・

教員制度検討会において、各部局等からの申し出に基づく総 長の諮問を受けて、人件費削減に対応し非公務員化のメリットを 活かすために、教員の任用形態を弾力化することを主眼に幾つ かの事項を検討しました。公益性が高く社会的貢献が特に有用 である兼業について一定基準・手続のもとに例外的に週8時間 を超える兼業を認めること、外部資金等による特定有期雇用教 員を雇用できる制度を導入すること、民間企業等からの出向教 職員受け入れ制度を設けること、部局長等の俸給の特別調整 額の不均衡を是正し定額支給に改めることなど の改訂を行いましたが、年度内に改訂できず、 引き続き検討中の事項もあります。



人権侵害の防止

教職員・学生を対象とする「人権に関する研修会」(平成16年6月)および「人権週間に因む研修会」(同年12月)を開催しました。各部局においても、新入生へのガイダンスで人権に関する講演・パンフレットの配付を行うなど、人権侵害の防止に努めています。

